



# リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所  
弁護士 高島 浩  
(兵庫県弁護士会所属)



## 第98回 今、改めて見直す情報管理

- 1 昨年、フェイスブックが全世界で数千万件の個人情報を出したことが報じられました。

これだけ大規模な漏洩事件は世界的に見ても稀ですが、国内でも企業からの情報漏洩事件は後を絶たず、先日も有名百貨店が顧客情報を紛失したことが報道されました。

相次ぐ個人情報の漏洩事件を受け、政府は漏洩企業に課す報告義務を努力義務から法的義務へ高める検討を進めていると報じられています。
- 2 企業にとって個人情報の保護は重要ですが、それと同様に重要なのが商品の製法やノウハウを含む企業秘密です。

しかし、これらの企業秘密が漏洩した場合、個人情報が漏洩した場合のように事実が公表されて報道されることはまずありません。自社の秘密情報が漏洩した場合には、個人情報の漏洩の場合のように多数の被害者が存在するわけではなく、また取引先から預かっている秘密情報が漏洩した場合でも、その取引先の信用を傷つける恐れがあるため、当該取引先と協議して公表に至らない結論に至ることが多いからです。

このように、企業の秘密情報の漏洩事件が表に出てくることは、訴訟等に発展しない限りありませんが、水面下では個人情報の漏洩事例と同じように少なからず発生している（あるいは漏洩したことに気付いていない）と考えられます。
- 3 企業から情報が漏洩した原因を分析したデータによると、個人の悪意（従業員による持ち出しや不正アクセスによる流出など）も少なくありませんが、最も多い原因は誤送信や紛失などの人為的ミスによる流出です。ある調査機関の調査によれば、後者の不注意による漏洩は、全体の約8割を占めています。

悪意による流出を防ぐ方策はもちろん不可欠ですが、不注意による漏洩が発生しないよう、常時態勢を見直し続けることが必要です。
- 4 近時、働き方改革も追い風となって従業員がタブレット端末を持ち出す機会が増えています。ペーパーレス化が進行して情報が電子データ化され、複製や拡散も容易になっています。従業員全員が同じデータにアクセスし、タイムリーにアップデートできるように顧客情報等をクラウドに保存している企業も多いかもしれません。

しかし、先月も、メールに添付できない大容量のデータを相手方に送るweb上のサービスを提供していた業者のサーバーから、暗号化されていないファイルが流出したことが明らかとなりました。

便利さを追求する一方で、果たしてそのツールのセキュリティは万全なのか、従業員が無断で安全性が不明なアプリをダウンロードして使用していないか、改めて確認することをお勧めします。